

第357回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第357回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成27年3月13日（金）14:20～15:39

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○国営公園運営維持管理業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、若林専門委員、宮崎専門委員、辻専門委員

（国土交通省）

都市局公園緑地・景観課 榑野課長、五十嵐調整官、佐々木課長補佐、岩崎係長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第357回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、国土交通省の「国営公園運営維持管理業務」の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、事業の実施状況につきまして、国土交通省都市局公園緑地・景観課、椰野課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明時間は40分ほどとっておりますので、その範囲内でひとつよろしく願いいたします。

○椰野課長 ただいま御紹介いただきました公園緑地・景観課長の椰野と申します。

よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料、たくさんありますが、この中の1－13というパワーポイントの資料が入っておりますが、そちらを用いまして、市場化テストに基づき実施いたしました12のイ号国営公園の運営維持管理業務の概要につきまして、御説明いたします。

まず、1ページ「国営公園の位置」というスライドがございます。

国営公園につきましては、先生方も御承知かもしれませんが、都市公園法に規定されてございます。一般の都市公園といいますのは、地方公共団体が設置するものが多いわけですが、都市公園法の中に、国が設置する都市公園ということで位置づけがされてございます。

国営公園は、この1ページ目の右の方でございますけれども「イ号公園」「ロ号公園」と2つの種別がございます。

これはイ号、ロ号となかなか余り聞きなれないような言葉でございますけれども、都市公園法の第2条第1項第2号にイ、ロという公園の種別の規定がございまして、それを我々イ号公園、ロ号公園と言っているわけでございます。

イ号公園につきましては、ここに記載のとおり一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置するものということでありまして、こちらが12カ所ございます。

それと、ロ号公園、これは国家的な記念事業または我が国固有のすぐれた文化的資産の保存及び活用を図るために設置するというものが5カ所ございます。

ロ号公園の方は、例えば、この近くでありますと、国営昭和記念公園などがございます。

今回、評価の対象になっておりますのが、こちらのイ号公園の12カ所の方になります。赤い枠で囲われているものでございます。

この中で、真ん中ほどに「国営東京臨海広域防災公園」というものがございます。こちらは災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるということで、ほかとはちょっと内容が違っておりまして、ほかの国営公園は11カ所は、基本的には地方ブロック単位で、多様なレクリエーション需要に対応するというので設置している国営公園でございます。

広域防災に資するものが、先ほど申し上げた東京臨海広域防災公園ということでございます。

続きまして、資料の2ページでございます。

こちらの方は、市場化テストで官民競争入札への移行の経緯を記載してございます。

国営公園の維持管理業務につきましては、平成19年度以降、競争性のある入札手続への移行とか、民家事業者参入促進のための入札参加資格要件の緩和などを行いまして、順次見直しをしてきているという状況でございます。現在、すべての国営公園の運営維持管理業務で「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札（総合評価方式一般競争入札）を実施しているところでございます。

今回の対象となるイ号公園、左側でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、18年度までは競争性のない随意契約で行ってございましたが、19年度以降、公募方式を採用しております。

21年の「公共サービス改革基本方針」に基づきまして、まず、2公園「滝野すずらん丘陵公園」と「国営東京臨海広域防災公園」において「総合評価方式一般競争入札」を試行したということであります。

その後、22年7月6日の閣議決定を受けまして、すべての国営公園で総合評価方式の一般競争入札を実施するというようになっております。

このイ号公園の左側の下の方に、市場化テスト1期目（平成22試行の2公園は2期目）ですけれども、今回、対象になるのはこの部分になりますけれども、25年から27年にかけて、3カ年の総合評価方式一般競争入札で実施したものでございます。

続きまして、次の3ページでございますが、国営公園の全体像というスライドでございます。

全体でどのような管理の仕方をしているかということについての説明でございます。

まず、公園管理者（地方整備局等）、国でございますけれども、公園管理者が受託者と運営維持管理業務契約というものを結んでおります。この運営維持管理業務とっておりますのでは、1つはこのオレンジ色の部分でございますけれども、委託費により実施しておりますが、公園の「全体のマネジメント及び企画立案」また「施設・設備維持管理」「植物管理」といったことを業務内容にしてございます。

もう1つが「収益施設等運営」で水色の部分でございます。

こちらは、委託費は使わず、収益（独立採算）により実施してございます。

随意契約の時代には、左のオレンジ色の部分を委託しておりましたけれども、市場化テストを実施するに当たりまして、水色の部分も加えて全体を運営維持管理業務の対象としてきたところでございます。

続きまして、4ページ目以降が、各国営公園、今回の12公園の概要になってございます。

詳細については御説明いたしません、基本的な概要だけざっと申し上げます。

まず「国営滝野すずらん丘陵公園」、北海道札幌市にございまして、札幌市近郊にございます。

こちらは昭和53年度から事業に着手している約400haの公園で全面開園しているものでございます。

それから、続きまして「国営みちのく杜の湖畔公園」でございます。こちらは仙台市近

郊の川崎町というところにあり、昭和56年度に事業着手したものでございます。

こちら約650haでございますが、全面開園しております。

それから、続きまして、6ページでございますが「国営常陸海浜公園」、こちらは茨城県ひたちなか市にあり、水戸市の近くでございます。

昭和54年度から事業を進めておりまして、全体が約350haあり、そのうちの約200haが供用しているという状況でございます。

7ページでございます。

「国営東京臨海広域防災公園」でございます。東京の臨海部の江東区にございまして、平成15年度から事業を行っております。

こちらは、広域的な防災公園といたしまして、首都直下型地震等に対応した広域防災施設となるものでございます。

面積は6.7haと小さいものでございますが、この図の赤い部分が国営公園部分、下が都立公園部分と、両方セットで事業をやっているところでございます。

この中の、左の上方に「本部棟」と記載がありますが、こちらの方に内閣府が管理する災害時の現地対策本部が置かれる施設が入っております。

この施設と一体となりまして、全体が基幹的な広域防災拠点となっているものでございます。

8ページの「国営アルプスあづみの公園」でございます。

こちらは長野県の安曇野市、大町市、松川村というところがございます。

2カ所に分かれておりまして、北の方が大町・松川地区、南の方が堀金・穂高地区と2地区に分かれておりまして、平成2年度から事業に着手しまして、計画面積が約350haでございますが、供用が約150haという状況でございます。

続きまして「国営越後丘陵公園」でございます。

こちらは新潟県長岡市にございまして、平成元年度に着手しております。

計画面積が約400haにございまして、そのうち約300haが供用しているものでございます。続きまして「国営木曾三川公園」でございます。

こちら10ページでございますが、場所は岐阜県、愛知県、三重県と3県にまたがっております。

ここの公園と次の淀川河川公園が河川公園にございまして、こちらの場合は木曾三川というように、木曾川、揖斐川、長良川の3つの河川にまたがる公園でございます。

こちらは昭和55年度から事業を始めておりまして、計画面積約6,100haのうち、供用が約270haとなっております。

引き続きまして「国営淀川河川公園」でございます。

こちらは淀川にまたがる大阪市から京都府八幡市にかけての公園でございます。

先ほどの木曾三川公園と同じように、河川敷などを活用した国営公園になっておりまして、昭和47年に着手しまして、河川の区域も入っておりますので、約1,200haの計画面積に

対し、供用面積が約240haとなっております。

続きまして「国営明石海峡公園」でございます。

こちらは兵庫県の淡路島にある淡路市と神戸市と2つの地区に分かれてございます。

そのうち、淡路地区が既に供用しておりまして、全体が約330haのうち、約40haが開園している状況でございます。

続きまして「国営備北丘陵公園」でございます。

こちらは、広島県の庄原市、中国地方のちょうど真ん中あたりの山間部にございます。

昭和57年度に事業に着手いたしまして、計画面積約340haでございますが、全面開園をしているというものでございます。

続きまして「国営讃岐まんのう公園」でございます。

こちらは香川県のまんのう町、まんのう池という大きな池がございますけれども、その隣に立地しております国営公園でございます。

こちらは昭和59年度に事業に着手しまして、計画面積約350haでございますが、供用面積350haと全面開園をしているものでございます。

最後になりますけれども「国営海の中道海浜公園」こちらは福岡県福岡市の金印で有名な志賀島に行く途中のところに位置する、海の中道と呼ばれているところに設置している国営公園でございます。

こちらは昭和51年度に着手いたしまして、現在、約300haが供用しており、全体は約540haでございます。

国営公園の概要については以上でございまして、詳細につきましては、佐々木補佐の方から御説明させていただきます。

○佐々木課長補佐 それでは、御説明いたします。

私の方からは、評価総括表という横紙の資料をベースに、個別公園については資料1-1から1-12までございますが、その中の主要なポイントを説明する形で進めたいと思います。

12公園ありますうち、北からまいります。

まず「滝野すずらん丘陵公園」でございます。

最初ですので、資料1-1を御覧いただければと思います。

滝野すずらん丘陵公園ですけれども、北海道札幌市にある国営公園でございまして、1ページ目に委託業務の内容として、①から④の業務を実施していただいているものでございます。

業務委託期間は、平成25年4月から平成28年3月までの3カ年。この公園につきましても、平成22年度から24年度の業務につきましても、市場化テストを行っておりまして、今回、2期目が終わっての評価ということでございます。

3番の受託事業者でございます。

JVで受託をしていただいております、代表企業が財団法人の札幌市公園緑化協会。

構成企業として、一般財団法人の公園財団が入っております。4番の受託事業者決定の経緯でございます。公示を行いまして、入札参加者、ここは1者でございましたけれども、提出された企画書について審査を行い、評価基準を満たしており、平成24年11月27日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、総合評価を行い、上記の者を落札者としたというものでございます。なお、入札説明書の交付期間中に、実施要項を取りに来た者は3者あったというところでございます。

続きまして、2ポツのところ「サービスの質の達成状況等」とございまして、2ページ目からですけれども、「包括的な質」として、8つの目標を設定し業務を行っているものでございます。

まず、公園利用者の確保ということで、包括的な質の年間の公園利用者数の目標でございます。

達成すべき質として、年間60万人という目標を掲げております。ただ、業務期間中にヒグマが出没したり、集中豪雨によって、公園の一部が閉園したりという事象がございまして、その期間が平成25年、26年ともに2カ月ほどであったということでございます。年間60万人の目標の中から、閉園した2カ月分を差し引いた目標ということで、それについて評価を行っております。

3ページの【補正後の達成すべき質】というところを御覧いただければと思います。

平成25年度につきましては、補正後の目標が年間54万4,000人ということで、利用者数がそれに対して51万8,000人余りということで、達成率が95%余りというものでございます。

平成26年度につきましては、年間57万人以上の目標に対しまして、まだ第1期が終わった段階でございますけれども、第1期ベースで言うと、45万人の目標に対して、42万9,000人余りということで、達成率が95.5%ということで、若干100%には満たないのですけれども、おおむね達成しているのではないかと考えております。

続きまして、4ページ以降で、例えば札幌都市圏外からの公園利用者数の割合であるとか、5ページの上であります利用者の満足度の向上ということで、アンケートを行ったその結果等の比率を目標としておりますけれども、残りの包括的な質につきましては達成している状況でございます。

続きまして、7ページ目でございます。

「個別業務の質」ということで、先ほど最初に申しました業務内容につきまして、定性的にこういうことをやっていただきたいということを業務の中で設定をしておまして、それについて、9ページにありますように、チェックシートをつくって、例えば、8ページにあります「清掃」であれば、快適な公園環境が保たれていることを目的とし、清掃することであるとか、植物管理業務であれば、その植物が常に良好な状態であること、という個別業務の質を設定しておまして、それに対する実施状況をチェックしたというものでございます。

その結果として、8ページの下でございまして、調査職員が書面及び現地立ち会

いにより、その実施状況についてチェックをしております、平成26年12月現在で、適切に業務が実施されていることを確認しております。

続きまして、10ページ目、業務に係る法令違反行為等の有無ということで、本業務において業務に係る法令違反行為はなかったというところでございます。

3ポツの「実施経費の状況」でございます。

こちらにつきましては、市場化テスト実施前の平成21年度の実績が5億8,400万円余りということで、それに対して平成25年度から27年度の3カ年契約の平成25年度分を切り出すと、6億2,400万円余りということで、4,000万ほどお金は増えているのですが、ただ、これは供用面積の方が、平成21年当時が313haに対しまして、平成25年度が395.7haということで、26%ほど管理面積が増えておりまして、下の「3）」にあります供用面積を加味して比較すると、削減効果として1億1,100万円余りということで、15.2%の経費削減が図られているという状況でございます。

続きまして「総評」でございます。

(1)で包括的な質については、一部目標を達成できなかった公園利用者数の確保がありましたけれども、適切に業務改善計画を出していただきまして、実施をいただいたというもの。

(2)の次期業務の実施に当たっての方針でございますが、達成すべき質に係る達成目標はおおむね確保されておりまして、法令違反もなく、経費についても供用面積を加味すると15.2%程度の削減効果が図られました。

他方、1者入札ということで、その理由として、担い手の不足であるとか、実施体制の確保への懸念などがあった可能性がありますので、民間の参入を促すため以下の改善事項を着実に実施することで、競争性の確保を進めていきたいと考えております。

改善事項につきましては、12公園共通の部分がありますので、最後に御説明をさせていただきます。

滝野については以上です。

続きまして、先ほどの横表に戻っていただきまして、東北にあります「みちのく杜の湖畔公園」でございます。

こちらについては、今回、民間競争入札が1期目ということで、契約期間は3年間、入札参加者数は1者。ただ、こちらも実施要項の交付については8者であった状況でございます。

受託事業者につきましては、代表企業が公園財団で、構成企業がジェイアール東日本コンサルタンツというものでございます。

実施状況につきましては、公園利用者数の確保や満足度の目標など、8つほど設定しまして、その8つとも目標をおおむね達成しているという状況でございます。

経費の削減につきましては、従来経費が3億6,400万円余りであったのに対し、3.1%程度の経費が削減されているというものでございます。

続きまして、茨城県ひたちなか市の「常陸海浜公園」でございます。

こちらについては、資料1-3を御覧いただければと思います。

委託業務内容は、さきほどと一緒に、業務委託期間は3年、受託事業者につきましては、代表が公園財団で、構成がジェイアール東日本コンサルタンツさんということでございます。経緯ですが、こちらは、4者から応募があり、その結果、このJVになったというものでございます。

続きまして、2ページ目に「サービスの質の達成状況等」ということで、例えば、公園利用者数の確保ということで、目標137万人に対しまして、下の表1を御覧いただければと思いますけれども、平成25年度につきましては、148万人、平成26年度につきましては、まだ第3四半期までということでございますけれども、161万人ということで、年間の目標を達成している状況でございます。

利用者満足度につきましても、「非常に満足」の回答比率が25%という目標に対しまして、平成25年度は28.7%、平成26年度は第3四半期までに30%ということで、こちらも目標をおおむね達成しているという状況でございます。

また、3)の「地域特性を活かした植物管理」ということで、公園の花や植物に関する満足度の「非常に満足」の回答比率ということで、年間と言うと35%の目標を掲げておりまして、4ページ目に表3がありまして、それに対する結果で、平成25年度が満足度が40.8%、平成26年度につきましても、満足度が36.7%ということで、四半期によっては、若干目標を達成しないというものがありますけれども、全体としては概ね達成している状況でございます。

その他、利用プログラムなり、ホームページのアクセス件数なりといった目標に対しましても、達成すべき質は確保されているというものでございます。

続きまして、8ページ目をお願いいたします。

「実施経費の状況」でございます。

平成24年度の市場化テスト移行前の実績が5億7,400万円余りに対しまして、平成25年度の額が5億800万円余りということで、削減効果として、6,500万円余り、11.4%の削減効果があったという内容でございます。

「総評」でございます。

(2)で次期の方針ということで、常陸海浜公園につきましても、4者による競争が行われて、実施経費の削減もあり、法令等の違反もなかったということで、これらを考えていくと、次期については、また後で御説明いたしますけれども、新プロセスに移行させていただければと考えているところでございます。

また、改善事項につきましては、後でまとめて御説明をいたします。

続きまして、また横表の方に戻っていただきまして「東京臨海広域防災公園」でございます。

こちら、平成22年から24年で市場化テストの1期目をやっております、平成25年か

ら27年は2期目の評価でございます。

入札参加者数は3者。1期目は6者入札がありましたが、2期目は3者から応募がございました。

受託事業者は、代表企業が西武造園株式会社、構成企業がNHKアートということで、実施状況に関する評価につきましても、達成目標として設定した目標が9つありましたが、9つとも全て達成しているという状況でございます。

経費の削減につきましては、こちらは1期目、開園当初から市場化テストを実施しておりまして、その市場化テスト実施前との比較はできないということで「－」とさせていただいているところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2ページ目の「アルプスあづみの公園」でございます。

こちらについては、資料1－5をお願いいたします。

あづみの公園につきましては、代表企業が公園財団、構成企業として大北農業協同組合、ジェイアール東日本コンサルタンツのJVというものでございます。

経緯といたしまして、4者から入札参加があり、そのうち、この者が特定されたというものでございます。

サービスの質の達成状況でございます。

こちらにつきましては、1ページをおめくりいただきまして、全体として6つの包括的な質の目標があるうち、5個は達成しているのですが、1つだけ公園利用者数の目標が若干達成状況が悪いというものでございます。

こちらにつきましても、この公園、堀金・穂高地区と大町・松川地区ということで、2地区に分かれている公園でございますけれども、それぞれ目標を設定しております。

平成26年度に、若干クマが出たりとか、長野県で御嶽山が噴火したりとか、そういった影響もございまして、若干未達の状況でございますけれども、それらもあわせて説明をいたします。

資料3ページ目の表1－1と1－2を御覧いただければと思います。平成25年度の達成すべき質につきましては、堀金・穂高地区で年間25万8,000人に対しまして、実績として21万7,197名ということで、84%の達成率でございます。

大町・松川地区につきましても、14万7,000人という目標に対しまして、13万8,000人余りということで、94%の達成率でございます。

平成25年度につきましては、年間の達成目標を約1割強下回っておりまして、実施要項の規定に基づきまして、適切に改善措置等をとるよう調査職員は事業者の指導を行ったところでございます。

この未達の原因として、2ページ目のイの「結果」の2ポツに書いてありますけれども、25～27の目標でございますけれども、それを設定するときに、23年の上半期に安曇野を舞台とするテレビドラマ「おひさま」というドラマがございまして、その集客効果で、安曇

野市の観光動向自体がかなり上向きだったということと、そのロケセットが公園地内にあって、それを目にかけてお客様がいらっしゃったという事象もありまして、そういった特殊な年が入っていたということも原因としては考えられます。受託者からは、それもありますし、かつこの公園につきましては、受託事業者の交代が発生をしております、平成24年度までの事業者と平成25年度からの事業者が入れ替わったという中で、業務の引継ぎに混乱が生じ、多くの公園利用者が見込める第2四半期、第3四半期に向けて、効果的な広報宣伝が行えなかったことなどが原因ではないかということ等を挙げた上で、計画的な広報なり、イベント等を実施していくという改善を計画していただいたものでございます。

その結果、表1-1の第4四半期の項を見ていただきたいのですが、第4四半期につきましては、堀金・穂高地区におきましても、達成率が128%、大町・松川地区につきましても、107%ということで、目標を上回っております、平成26年度につきましても、第1四半期につきましては、それぞれ128%、116%と、目標を達成したのですが、その後、この公園の近くでクマが大量に出没したりですとか、あるいは御嶽山の噴火があったりとか、長野県で地震があったという影響もありまして、第2、第3四半期の公園利用者数は目標を下回ったという内容でございます。

また、12月には、イルミネーションのイベント等を行っておりますけれども、こちらにつきましては、低温傾向で例年は雪がないのですが、26年度は積雪があったということで、お客様がちょっと少なくなったという原因もあったと聞いております。

公園利用者数は以上でございます、残りの5個の目標については達成をしたという状況でございます。

続きまして、9ページ目「実施経費の状況」でございます。

24年度の実績額が5億3,600万円余りに対しまして、平成25年度が3億9,000万円余りということで、削減額が1億4,600万円余り、率にして27.2%の削減効果があったという内容でございます。

続きまして「総評」でございますけれども、(1)に実施内容に関する評価がありまして、こちらについては、公園利用者数の包括的な質が達成していない状況を記載しております、内容については、先ほど御説明をさせていただいたとおりで、特殊な年の要因があったということと、あるいはクマなり天候等の要因があったということで、利用者数については、若干未達のものがあったのですが、それ以外のものについては、達成をしております、公園の魅力を高めようとする取り組みは評価できるのではないかと考えております。

続きまして、また、横表に戻っていただきまして「越後丘陵公園」でございます。

こちらについても、入札参加者数は2者。代表企業は公園財団で、構成企業がグリーン産業とジェイアール東日本コンサルタンツでございます。

こちらにつきましても、実施状況につきまして、6つの目標を設定しております、6つともおおむね目標を確保しているという内容でございます。

経費の削減につきましても、従来経費 3 億7,600万円余りに対しまして、3.2%ということで、経費の削減が図られているというものでございます。

続きまして「木曾三川公園」でございます。

こちら、民間競争入札は1期目、入札参加者数は1者でございました。

ただ、実施要項の交付を受けた者は4者おり、代表企業は一般財団の公園財団、構成企業が名鉄インプレスというものでございます。

こちらにつきましても、実施状況に関する評価については、8つの目標があり、8つもおおむね達成をしております。

経費の削減につきましても、従来経費 7 億2,300万円余りに対しまして、2.7%の節減効果が図られているというものでございます。

続きまして、大阪府、京都府にあります「淀川河川公園」でございます。

こちらについても、民間競争入札、今回が1期目であって、参加者数は1者、こちら実施要項の交付は3者あったというものでございます。

代表企業はは阪神造園建設業協同組合で、構成企業として一般財団の公園財団が入っているというものでございます。

こちらにつきましても、7つの目標を設定しておりまして、6つについてはおおむね達成をしております。1つだけ達成していないものがあるのですが、こちらにつきましても、平成25年度に台風18号がありまして、淀川で大出水があり、公園の40地区全てが閉園したということがありまして、目標の中の植物管理の満足度ということで、目標が65%だったのですけれども、出水があったので、その目標は下回ったということで、原因としては、その出水によってがれきであるとか、泥とか、そういったものが河川敷に乗ってしまって利用者の満足度が若干下がったということで、それはやむを得ないのかなと考えております。

経費の削減につきましても、3 億4,700万円、従来経費に対しまして、0.3%の縮減が図られているというものでございます。

続きまして、横表の3ページ目でございます。

「明石海峡公園」、こちら民間競争入札は1期目。入札参加者数は2者。受託事業者につきましても、代表企業は兵庫県の園芸・公園協会、構成企業として兵庫県の造園建設業協会が入っているというものでございます。

こちらについても、6つの目標のうち、おおむね目標は達成しているのですが、公園利用者数の目標のみ平成25年度の達成率が99%ということで、おおむね達成はしているのですが、100%には届かなかったというものでございます。

経費につきましても、従来経費、2 億8,800万円余りに対しまして、8.5%の縮減が図られているというものでございます。

続きまして「備北丘陵公園」でございます。

すみません。ちょっと資料の修正がございまして、ここの経費の節減の額でございませ

が、今「18,137」千円と書いていますけれども、これは「18,322」の間違いでございます。申しわけございません。

それと、従来経費「491,614」になってはいますが、これも「491,428」でございます。

こちらについては、資料1-10で御説明いたします。

資料1-10で、受託事業者につきましては、代表企業が株式会社グリーンウインズさとうやま、構成企業が広島緑地建設株式会社と株式会社サンヒルズ庄原ということで、入札参加者数は1者、ただし入札説明書の交付を受けた者は9者いたというものでございます。

包括的な質につきましては、2ページ以降にありまして、7つの包括的な質に対しまして、6つは達成して、1つだけ達成がしていないものが、公園利用者数の目標でございます。

こちらにつきましても、悪天候の影響であったりとか、従来コンサートをやっていたのですが、そのコンサートがほかの地域に行ってしまった等の理由により、公園利用者数の目標を若干達成していないような状況でございますけれども、25年度につきましては、年間の目標は達成しており、26年度につきましても、第3四半期に積雪の影響があり、若干公園利用者数が減っているという状況でございますけれども、第1、第2四半期につきましては、9割以上の目標が達成されているというものでございます。

残りの6つについては達成しております。続きまして、8ページ目をお願いいたします。

8ページ目の「実施経費の状況」でございますが、済みません。ここも1点修正がございまして、平成24年度実績でございますが「491,613,735円」ですが、正しくは「491,428,572円」でございます。申しわけございません。

経費が4億9,100万円余りに対しまして、支払い額が5億900万円余りということで、こちらについては、経費が若干増えたという結果になっております。

こちらにつきましても、原因として、下の3)に書いてございますけれども、実施経費の増の原因として、植物管理の業務を25年度から27年度業務に追加したということと、前回の業務と今回の業務の落札率の差異がございまして、それによって1,100万円ほど予算が増えたという結果となっております。

続きまして、10ページ目の「総評」で書いてありますけれども、包括的な質については、公園利用者数の確保以外は目標を達成しております。

また、法令にかかる違反等はございませんでした。

また、実施経費については3.7%増という結果でございましたけれども、先ほど申しましたとおり、植物管理業務の業務内容の拡大に伴う予定価格の増及び落札率の差異等によるものであったということでございます。

それと、1者入札でもあったのですが、こちらにつきましても、担い手不足であったりとか、実施体制の確保への懸念などの状況が影響したのかなと考えておまして、こちらにも改善事項を着実に実施することによって、競争性を高めていきたいと考えております。

続きまして、また、横表の方に戻っていただきまして、「讃岐まんのう公園」でございます。

こちらについても、入札参加者数は2者、受託事業者は代表企業が公園財団、構成企業として香川県の造園事業協同組合とグリーンパークまんのうのJVでございます。

こちらにつきましても、7つの目標を設定しておりまして、7つともおおむね達成しているという状況でございます。

経費につきましては、従来経費3億7,300万円余りに対しまして、6.4%の縮減が図られているというものでございます。

続きまして「海の中道海浜公園」でございます。

こちら、入札参加者数は2者で、受託事業者は、代表企業が公園財団、構成企業がジェイアール九州コンサルタンツでございます。

こちらにつきましても、10個の目標に対しまして、9つは達成しておりまして、残りの1つが福岡県外から公園を利用する割合で、平成25年度が21.2%の目標に対しまして、20.1%ということで、1%余り届かなかったということでございますけれども、おおむね達成しているのかなと考えております。

経費の削減につきましては、従来経費7億2,100万円余りに対しまして、14.6%の縮減が図られているという内容でございます。

12公園の説明は以上でございまして、最後に、改善事項の御説明をいたします。

パワーポイントの1枚紙が入っておりますので、そちらを御覧いただければと思います。改善事項といたしまして、ここに掲げております5点を考えております。

まず、1点目として「業務実施期間の改善」ということで、現在、3カ年の業務期間でございますけれども、パブリックコメントを、前回、イ号公園なりロ号公園でやったときに、3年の業務実施期間を延ばしていただきたいという御要望が多く寄せられておりまして、改善の方向性として、更なる新規参入促進等を図る観点から、実施期間を3年から4年に延長したいと考えております。

次に、業務実施期間でございますが、現在、3月末で切って、4月から開始としておりますけれども、公園の場合、特に春先のゴールデンウィーク近辺で多客期を迎えるということに対しまして、事業者の切替があった場合は、十分な経験の蓄積がないままに対応せざるを得ないという状況がございますので、こちらについては業務の終了時期を1月末、開始時期を2月とする方向で改善をしてみたいと考えております。

また、滝野につきましては、北海道にある公園でございますけれども、11月10日で一度閉園を行いまして、12月の下旬から開園するという公園の特性もありますので、こちらにつきましては、11月末で業務を切りかえることを考えております。

続きまして、業務の引継ぎ事項の充実ということで、受託事業者の交代が発生した際に、引継ぎがなかなかうまく行われずに、混乱が生じたという事例がございますので、こちらについては、実施要項なり、仕様書の方でちゃんと引き継ぎを行うように、引き継ぎ項目

を明確化するといった改善を行いたいと考えております。

また、業務内容でございます。

業務の分類を行っておるのですけれども、利用者数を勘案した業務区分に見直してほしいという意見が寄せられておまして、具体的には、現在、イ号公園につきましては、本業務全体のマネジメント及び企画立案という1本に取りまとめている業務があるのですけれども、利用者数が100万人を超える公園につきましては、実態として、責任者がかなり負担が重いという声もございますので、そちらについては計画立案及びマネジメント業務と企画運営管理業務に業務区分を見直すことを考えております。

一方で残りの100万人以下の8公園につきましては、従来どおり実施を行っていくというものでございます。

それと、次は企業及び配置予定者の業務実績に関する要件の緩和ということで、現在、過去10年の同種または類似業務の実績を有することを条件にしておりますが、その年数を緩和してほしいという声も寄せられておまして、これにつきましても、新規参入促進の観点から、過去10年の要件を15年まで広げるといった改善を行いたいと考えております。

また、最後に業務評定でございます。

業務評定につきましては、次の裏側を見ていただければと思いますけれども、前回のロ号公園のときから、正式に業務評定を運用しておまして、今回、イ号公園、12公園についても同様の措置を講じたいと考えております。

これにつきましては、業務を改善する意欲とか、能力が著しく欠ける業者が受注した場合、次々期以降にペナルティーを設定するものでございます。

業務評定の方法につきましては、詳細は御説明を省かせていただきますけれども、業務の実施内容につきまして「優」「良」「可」「不可」といった評価を行いまして、その結果を次回の入札に反映させるということで、右側のフローを見ていただければと思いますけれども、業務評定が「可」以上の場合につきましては、特段のペナルティーはないのですが、業務評定が「不可」だった場合については、その前回の業務における企業の実績なり、技術者の実績は実績として採用しないということであるとか、総合評価の技術点につきまして、加算点があるのですが、それを1割減ずるといった措置を講じたいと考えております。

済みません。長くなりましたが、説明は以上でございます。

ありがとうございました。

○石堂主査 ありがとうございました。

では、引き続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。

時間は10分ぐらいで。

○事務局 事務局の早川でございます。

私からは、内閣府の評価（案）について御説明申し上げたいと思います。

資料としては、内閣府の評価（案）と概要ということで御用意させていただいたのですが、大変多ございます。そこでポイントを絞った形で御説明申し上げたいと思います。

資料といたしましては、大変恐縮ですが新プロセスの移行基準チェック表をお手元に御用意いただきたいと思います。

ただいま国土交通省さんから、大変詳細にわたる実施状況の説明がございました。

内閣府といたしましては、3点、つまり、公共サービスの質の確保、経費の削減、民間事業者の創意工夫の発揮ということの3点がおおむね達成できているということから、良好な実施状況と評価しております。

つきましては、こちらは結論となりますが、次期事業におきましては、新プロセスに移行した上で事業を実施していくことが適当ということを導いております。

新プロセス移行に当たっては、基準として6つの観点がございますので、そちらについて、チェック表をもとに御説明申し上げます。

中段になりますが、①事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為がなかったか。これにつきましては、一切ございませんでした。

②でございますが、実施府省、国土交通省さんにおいて、実施状況においての外部有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えているかどうか。こちらについては、既に設置をされております。

こちら、基準といたしましては、①②をクリアした上で、③以降を確認することになります。

③ですが、入札に当たって、競争性が確保されていたかということでございますが、市場化テスト前、6カ所の公園が1者応札でありました。このうち2カ所につきましては、市場化テストにより複数応札が達成されました。

なお、4カ所については1者応札が続いておりますが、こちらについては、先ほど国土交通省さんから御説明がありましており、事業期間を3年から4年に延長するといったような改善を図ることにより、競争性の確保を図っていきたいということとしております。

続きまして④でございます。

公共サービスの質の確保でございますが、こちらはおおむね達成されていると評価しております。

一部、入園者数等達成されていない項目がありましたが、こちらは天候といったような受託事業者の責によらないものであるということと分析してございます。

裏面に行きまして、⑤の従来経費と契約金額を比較した場合、経費の削減が効果を上げているかということでございますが、こちら、12公園のうち、10公園におきまして、経費削減効果が認められました。東京臨海広域防災公園につきましては、平成22年度、開設と同時に市場化テストを実施したため、比較すべき経費がないということになっております。

残り1公園、備北丘陵公園につきましては、3.7%の増加となっておりますが、植栽管理業務の業務量の増加があったということで、そういった要因をきちんと分析しておるとこ

ろでございます。

⑥でございます。

次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を承継する見込みであるか。こちらでも承継しつつ、必要な改善措置をとっていくこととしております。

具体的に申し上げますと、事業実施期間の延長、事業開始時期の工夫、あるいは業務引継ぎ事項の充実、業務評定の導入、業務実績に関する入札参加要件の緩和等の改善を行うこととしています。

また、新プロセス移行後も、パブリックコメントを実施した上で、民間事業者から意見を聞きまして、必要に応じた改善を図っていくこととしております。

このように、国土交通省といたしましては、常にたゆまない改善を行うことによって、更なる公共サービスの向上を図ろうとしているところでございます。

このことから、次期事業においても、適切に実施されることが大いに予見されるものと私どもとしては考えております。

このようなことを踏まえまして、内閣府の評価といたしましては、新プロセスの移行ということとしております。

国民目線で見ましても、行ってみたい、または行きたいと思われるような魅力ある公園づくりが国土交通省と受託事業者の適切な連携のもと行われており、今後とも、それが引き続いていくものと私どもとしては確信しているところでございます。

以上で、内閣府の評価（案）の説明とさせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）につきまして、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 詳細な御説明ありがとうございます。

全体として、新プロセスの移行に対して異論があるというようなことではないのですが、2、3コメントをさせていただければと思います。

まず、集客の部分ですよね。やはり国営公園を国が事業をやっているということについては、やはり国民がこういう公園を使うことによって、国民生活を豊かにするという部分もありますから、やはり、少しでも多くの国民に使っていただくというようなことがあろうかと思えます。

その意味では、この集客の目標というのは、大変大切な目標ではないかという意味においては、ちょっとお聞きしているところにおいては、集客の目標未達成というところがあって、やや物足りないという感じがいたします。

一方、この東京臨海公園広域防災公園ですか、ここは純民間の西武造園さんが運営をされて、しかも入札もちゃんと成立していたと。場所も違うし、状況も違うので、必ずしも一概に比較できない部分がありますけれども、やはり、しっかりした民間企業が競争環境のもとであれば、もっとお客さんを増やせるのではないかと考えてしまう部分があると。

そういった意味で、やはり、そういうこのもっと競争を上げて、民間企業を取り入れていくというところをもう少しこの改善点の中でも重視していただければと思います。

いろいろ条件等の緩和もありますけれども、やはり力のある民間企業さんに国土交通省さんのこの事業の魅力が伝えられるような、そういうポジティブな、パッシブなアクションだけではなくて、ポジティブなアクションもとっていく必要があるのではないかと思います。

それから、あともう一つ、民間企業を入れるという意味において、この収益事業の事業内容の確認及びそれに対する情報提供というのは不可欠かなと思っています。

やはり何十万人とか、100万単位の集客が来る中で、民間のモチベーションとして、どれだけ収益機会があるかというのは、重要なことでもありますので、そこについての情報等をきちんと把握して、それを明確にしていくというのは、重要なことかなと思います。

以上です。

○石堂主査 特によろしいですか。

○五十嵐調整官 調整官をしております五十嵐でございます。

少しでも多くのお客様にということは、私どももちろん同じ思いでございまして、各事業者さんには常々そういうお話をしておりますし、公募の中で御提案をいただくものでは、皆様方、やはり、私どもが提示している人数よりも必ずといっていいほど多い人数を目標とされていて、それに伴う具体のイベントなり管理業務というものをお示しいただいています。

それから、東京臨海についてでございますけれども、私は昨年までその事務所長をしております、実は、もともと新しい公園でしたので、既存の施設をベースにやや固めに見積もってございましたが、その後、3.11の災害がありまして、国民的な期待が高まったということもありまして、大幅な伸びということになっております。

もちろん、御指摘のように民間事業者もさまざまな広報ツールや展示内容の改善なども行いまして努力をいたしました。

我々は、この東京臨海もいい手本だと思っております、こういうことも含めて引き続きやっていきたいと思っております。

それから、収益事業のことにつきましては、まさに民間事業者が参画し、そのノウハウを生かして、延ばすところの余地というのは、入園者数あるいは入園していた方々にどれだけ、ものを売ったり、そういう機会を提供できるかということだと思っております、売上状況や、また事前の現場の視察などを通じて、現状もよく知っていただくという努力は今もしております、引き続き改善をしていきたいと考えております。

以上です。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 であるのだったら、収益に関する評価とか、言及がなかったので、そこら辺に関しても、やはりきちんと、国土交通省さんとして評価をしていくというようなポイ

ントも重要かと思えます。

○石堂主査 今の分はどうか。

○五十嵐調整官 では、このお手元の1-13の3というところを御覧いただきたいのですが、これの3ページというところに、国営公園管理の全体像というものがございまして、実は、国営公園の管理というのは、この維持管理業務と合わせて、これは2つに実は分かれておりまして、維持管理業務と収益業務になっています。

事業者さんはパッケージでこれらを受ける形になっておりますけれども、実は、国の支出が伴うという意味でいくと、この運営維持管理業務、今回の対象業務と上に書いてありますけれども、この部分ということなので、今回の評価の中では、そこを中心に御説明をさせていただいております。

ただ、この業務だけでは当然民間のインセンティブというものが働きにくいということもありまして、法律上の許可は別のこれでいくと右側になりますけれども、公園施設の設置管理許可ということで、収益業務と抱き合わせております。収益業務は、また別途現場の管理や収益事業としての成り立ちだとか、そういうことを評価をさせていただいております。我々、公園を管理している側としては、全体を1つとして見ているものでございます。

ただ、今回は委託業務ということで、その資料を用意させていただいたというのが経緯でございます。

ありがとうございます。

○井熊副主査 この運営維持管理業務の契約の入札をする際には、この収益業務の状況等の説明は事業者さんにされるのですか。

○五十嵐調整官 収益事業も、当然、御覧いただけます。営業状態も御覧をいただけますし、そこで行われている行為あるいは売上といったような状況については、御提供させていただいております。

○佐々木課長補佐 あと加えましてサイクリングとか、駐車場であれば、実績が何台とか、何人とか、そういった情報も入札のときにお配りしているという状況でございます。

○石堂主査 ほかいかがですか。

どうぞ。

○宮崎専門委員 どうもありがとうございます。

入札の実施状況を拝見しますと、幾つかの公園において、やはり引き続き1者応札の公園がありまして、他方で、資料に記載いただいているように、入札の募集要項の資料の交付は受けている者はいるということですので、この交付を受けたけれども、実際には応札されなかった事業者様に対して、何かアンケートですとか、どういった理由で参加されなかったのかということ、まず、確認されているかどうかということが1点と、その場合にどういった代表的な理由があったのかということをお説明いただければと思います。

○五十嵐調整官 入札でその募集要項をおとりになった方々で、なぜ応札しなかったとい

うのは、なかなか公式に聞く機会はないのですけれども、任意ということで、お聞きをしております。

資料はいただいたけれども、入札に実際に参加しなかった方々の理由としては、今、社会全般もそうなのですけれども、いわゆるこういった現場業務のようなところになかなか人が来ないという、担い手不足の問題もありまして、実際にこういう大きな業務でございますので、しっかりした担い手がある程度確保できるかというところに不安があるというのが1つ。

それから、具体的にこういう業務をやりますと、広報ですとか、植栽ですとか、それこそレストランも含めて、さまざまな企業さんとお組みになるということになるのですけれども、御自身が希望した会社にお声がけしたけれども、たまたまその会社とうまくマッチングはできなかったということがあって、いろいろ検討をしたり、調整をしたけれども、最終的に入札には至らなかったというようなお話が入っております。

ということでございます。

○宮崎専門委員 ありがとうございます。

何かその参考にすべき意見があれば、ぜひ次期のプロセスにおいて反映いただければということが1点です。

それと、受託された事業者の状況を見ますと、共同事業体が全てでして、その際に、一般財団法人の公園財団というところが構成員ないしは代表企業となっている事例が引き続き多く見受けられるように思います。

この点を捉えてというわけではないのですが、やはり、引き続き何かしら参入しづらい入札参加資格要件であるとか、何かしらの要件があるのではないかと。これはただの推察に過ぎませんので、そうではないかもしれませんが、とも考えられますので、今後の要件緩和として、過去の実績、年数の上限の緩和ということが掲げられておりますが、それ以外にも、現状、何か参入障壁となっているものがないかということは引き続き継続的に見直し、検討いただいて、対応すべきことを対応可能なものがあれば、今後も引き続き取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

○五十嵐調整官 JVの構成になっているところは、やはりその現場で実際に今も入っている方々にお話を聞くと、これだけの1つしっかりした大きな数百万人規模の公園ということなので、1者だけの場合、例えば責任者が病気になったということも含めて、あるいは担い手の確保のことも含めて、リスクが大きいと。そういう意味では、リスクヘッジということも含めてやっているというのが1つ。

それから、中にはジェイアールコンサルも入っているものがありますがけれども、いわゆる専門業種として、その仕事の役割を分担しているということもありまして、JVをとることによって、より幅広い業務を安定的にというのが、基本的なお考えのようでございます。

それから、要件の方は、我々現場で聞きながら、いろいろ制度の改正をしているわけですから、今、年限に加えて、この中でいきますと、委員限りという資料の下の方にな

りますけれども、責任者の業務権限の過去のカウントの仕方について、10年までというものをこれも15年までということで広げまして、可能な限り多くの人材がこの業務にかかわれる機会を得られるようにというようなことで、随時工夫をさせていただいておまして、これからも、事業者さんのお声を聞きながら、また改善を加えていきたいと考えております。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○井熊副主査 今の実績のところなのですけれども、これは民間の施設の実績も入るのですか。

○五十嵐調整官 入ります。相当規模のもので、同様のもの把握させていただいています。

○佐々木課長補佐 例えば遊園地だったら2ha以上の園池管理があれば実績となります。

○井熊副主査 顔ぶれを見ると、今、テーマパーク等で、大変立派にやられている民間事業者さん、日本中にかなりの数、いらっしゃいますので、そういうところは、もうちょっと落札とか、その辺の顔ぶれに入ってくると、きっと集客などは伸びるのかなと思います。

○石堂主査 ちょっと関連で申し上げるのですけれども、この公園財団、名前からしてその公園の管理をやっているのだらうなと思うのですけれども、従来は随契でいわば丸々やっていた、それが今は共同事業体という形で入ってきているという、公園財団自身としては、自分たちを方向的にこういう業務に特化していこうとか、ある意味では、業務を少数精鋭といったらおかしいかもしれませんが、前にやっていたように、全部自分たちがやるのだという体制から転換しつつあるというのは、そういう戦略的なものとか、そういうものが見えるのですか。

○五十嵐調整官 今は、一般法人ということになられまして、私どもの所管でもなくなっていますので、なかなかコミュニケーションをとるのが難しゅうございますけれども、従前はおっしゃるように、国営公園の業務を随契だけでやっていたという法人なのですけれども、最近では、市町村、公共団体だけではなくて、第三セクターのところも含めて、いろいろと手を挙げられ、また実績としてもとられているということで、基本的には国営公園だけということではもちろんなく、そういう新しい波の中にも入っている。

それから、恐らく、ここはもう完全に推測になりますけれども、複数のいろいろな企業と組むことで、御自身もいろいろなノウハウをためつつ、あるいは民間のコスト意識などもその中に織り込んでいこうという自己改革をされているのではないかなと推測いたしております。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○辻専門委員 よろしいですか。ありがとうございます。

いただいています横長のこの総括表を拝見しているところなのですけれども、先ほども

御意見がございましたが、入札参加者数のことをございます。

みちのくの杜の湖畔公園ですと、8者が実施要項を受けとって、1者だけ入札したと。更にめくっていただきまして、備北丘陵公園については、9者も来てくれたのに、結局、これも参加が1者しかいなかったと。これは先ほど御説明では、各民間事業者さんたちが、マッチング等で、いろいろ問題があったのではないかという分析を伺っておりますけれども、せっかくこれほどの多くの方々に関心を持って来ていただいて、それでその実施要項を見た結果、ちょっとうちではやれないと思ってしまった結果のように見えますので、今後、特に、例えばこの2つなのですけれども、ちょっとその実施要項の求める水準が高過ぎやしないかという観点から、少し検討いただければと感じたところをございます。

以上です。

○五十嵐調整官 恐らく、このみちのく杜の湖畔も、それから備北丘陵も、比較的的地方部ということで、今までそういうことをやったことがないところも含めて、そういう機会を得たいということで手を挙げられて、しかし実際にはなかなか難しかったということだとは思っておりますけれども、御指摘のように、いろいろな方々が参加できるような形で、また引き続き努力はしてまいりたいと思います。

○石堂主査 私の方から、改善事項の中の引継ぎについて触れられておりまして、これは非常に改善をお願いしたいところなのですけれども、もうちょっと踏み込んで、他の事例から言っても、発注者側がきちんとした引き継ぎがなされるようにちゃんとしっかり見ていきます、担保しますということを書き込んでいただくのがよろしいのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○五十嵐調整官 御指摘のとおりでございまして、本来、引継ぎについては、私どもの方でしっかり前事業者から受けつつ、後続事業者に引き継ぐというのがベースですけれども、現場の細かいことについては、それぞれの事業者間でということをお願いをしているところであるわけでございますけれども、御指摘のとおり、官側でしっかりその中継ぎをするべきだということはそのとおりでございますので、ちょっと文言のところについて、何か我々が入ることによって、余計邪魔をしているように見られても困りますので、表現ぶりにはありますけれども、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

○石堂主査 よろしく申し上げます。

それから、12もあるなかで、この要項（案）をぱらぱらと見ただけなのですけれども、参加者を確保する要件の中で、札幌のものには何か市外からの参加についても要件を設けていたり、あるいはどこだったかあれですけれども、障害者とか、子供の参加について要件を設けているところもある。全然そういうものがないところもあるということで、これはもう各箇所ごとに任せられているというか、別にあそこがこう書いたから、ほかのところでもどうですかというようなことを国交省がやるという話ではないですか。

○五十嵐調整官 基本的には、ベースとなる包括的な質の考え方などは、私どもの方で全体の公園に示しております。

その上で、それぞれの公園がそれぞれの公園の特性や今後、自分たちの公園をどうしていきたいかという方向性を考えて設定されています。今、御指摘があったことについて、ほかの公園でこういうことをやっているよという事例は、私どもで全国の国営公園関係者を集める会議などでの情報交換はさせていただいております。

○石堂主査 あと、ちょっと事情に暗くて申しわけないのですけれども、これこの12の公園というのは、入場料は取るのですか。

○五十嵐調整官 公園によりますけれども、有料の公園と無料の公園がございます、例えば、これでいきますと、委員限りの評価表でいきますと、1ページ目の公園については左側の3つ、滝野、みちのく、常陸については徴収をさせていただいております、東京臨海は公園も特殊でございますので無料。

それから、2ページ目でいきますと、左側の2つ、あづみの、越後については有料、木曾三川、淀川という河川公園については無料。

3ページにつきましては、全て有料という形になっております。

○石堂主査 その有料の料金の金額の決め方といいますか、その中に、結局、多分、入場料は国交省に入ってくるのだと思うのですね。こちらの契約をしたものは、国のコストとして出ていくわけですね。そのコストが減ったら、料金の方に連動させるのだという仕組みにはなっているのですか。

○五十嵐調整官 もともとその入園料につきましては、いわゆる広く国民の方々に、こういった公園で遊ぶ機会を提供したいということで、かなり低廉に設定をされております。

御家族で来られて、親子4人家族で1,000円ぐらい。今ですと、大人が410円、それから子供が80円という価格になっております。。入園料については、国庫で歳入をし、必要な維持管理経費については、業務としてお出しをしているという構造になっております。

○石堂主査 でもまあ、競争原理が働いて、出す方が減れば、いわば、こちらの料金の方を若干削っても、トータルとして一緒になるという考え方もあり得ると思うのですよね。

○五十嵐調整官 各種の収益施設の料金などではそういう考え方を反映させているのですけれども、例えば、事業者が変わったときに、下がる方の場合はいいのですけれども、上がるということになると、なかなかその継続性も難しゅうございますし、維持管理費そのものの歳入全体とのリンクは、今、していないものですから、この全体が同じ料金で、どこへ行っても皆さんが楽しめるというような構造をとらせていただいております。

○石堂主査 分かりました。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○関根専門委員 御説明ありがとうございます。

話が少し戻るかもしれないですけれども、受けているのが全て共同事業体ということですが、入札に参加した方も全て共同事業体なのかを確認させて下さい。

と申しますのは、対象となるのが全てかなり大きな公園であり、業務も多岐にわたるた

め、実際、共同事業体の方が受けやすいのかと思った次第です。また、先ほどから、各地域で、どういう公園にしていくかということを考えていくという面もあるという話がでています。そうした点を考えていくと、1つの事業者さんでなかなか難しいのかと思われるかもしれません。競争入札を、特に地方で増やしていくためには、競争を促すという意味で、そうした戦略的なこと国としても何か考える余地があるのかなとも思っています。私自身は何かアイデアがあるわけではないのですけれども、そういった観点から、現状を教えていただければと思います。

○五十嵐調整官 すべてについて細かい資料、手元にちょっとないのですけれども、この中で申し上げますと、東京臨海の国営公園につきましては、内容が特徴的なことと面積が非常に小さく10haを下回っているということもございまして、ここは単独者の応札があったと記憶をしています。

そのほかの者については、全ておそらくJVであって、これは御指摘のように、市場化テストのプロセスに入って、より競争力の高いというか、提案を求められることがあります。自分たちの専門性に加えて、そういう専門の事業者を加える。あるいは地元のことをよく知っている会社を加えると。そういうことで、いい方向へ行っているのではないかと解釈しております。それからJVにするかどうかについては応札する企業さんたちのそれぞれの創意工夫だと思っておりますので、このままの形でできればいい方向に持っていければと思っております。

○石堂主査 どうぞ。

○若林専門委員 やはり、入札参加者数が少ないというのが、若干気になるところであります。一者応札、二者応札だけでいうと、8公園にわたりますので、やはりこの改善事項というのが重要になってくるのかなと思うのですけれども、まず、第1点目が10年を15年に緩和ということで、これがぎりぎりでしょうかというか、もうちょっと広げるというのは、ちょっとやり過ぎでしょうかというのが1点御質問です。

それから、あと、引き継ぎ期間というのでしょうか。引き継ぎが適切になされるということも非常に重要だと思ひまして、それで、引き継ぎ期間をずらすということでございませぬけれども、そのうち、その滝野だけが11月末に終了で、12月開始となっています。

例えば、冬にも混みそうなところというのは、ほかにもあるような気はいたしまして、例えば、越後なども11月、12月は見ましたところ、平日は全部お休みということになっていますけれども、それはこちらに移して一番閑散期に引き継ぎをするとか、そういうことは余り必要ないのでしょうかというのが2点目です。

以上です。

○五十嵐調整官 10年から15年のところは、確かに長くするかどうかというのはいろいろありまして、長くするとやや忘れてしまうというか、腕が鈍るようなこともあって難しいところではございますけれども、私どもがやっている別のところで工事部門の方が、10年から15年に緩和をしたという方針もございまして、そこまでであれば、ある程度腕が鈍ら

なくて、かつたくさんの人がということで、今、15年という設定をさせていただいております。

それから、引き継ぎの期間につきましては、これについてはそれぞれの各公園の事情があるのですけれども、現行事業者さんなどともお話をし、どのタイミングが、翌年度の準備作業も含めて、一番引継ぎがしやすいかということで、個々に決めさせていただいた結果が滝野はこういう形で1つ違いますけれども、ほかのところはほぼ同じ時期という形になったものでございます。

○石堂主査 どうぞ。

○若林専門委員 了解しました。

15年というのが、ほかとあわせて、忘れない程度にというのは了解いたしました。これを10年を15年に変えることによって、どれぐらい増えるかというのは、つまり対象が増えそうかという積算というのはされていますでしょうか。

○五十嵐調整官 申しわけありません。

これはやりたいと思っているのですけれども、これによって、実際に現場を回っている事業者さんがどのぐらい増えるのか。民間事業者の経験もいいということにしていますので、今のところ予測はついていないのですが、結果としてよくなればいいなと思っています。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

事務局、何か確認すべきこと。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 それでは、今日の審議はこれまでといたします。

議論の中心は、やはり1者応札をどう克服するかということであったと思いますので、ぜひ御検討いただいて、次期実施要項に反映していただければと思います。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。